

## ■ 記入要領【別記第2号様式※】

### ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律・児童福祉法共通

記入にあたっては、下記のことにも留意の上、作成頂きますようお願いいたします。

1 「事業者（法人）番号」欄には、業務管理体制の届出により付与された番号を記入すること。（事業所番号ではありません。）

2 事業者の「名称」「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」「氏名」「住所」は、登記内容等と一致すること。

3 「変更があった事項」欄の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」を具体的に記入すること。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。

※A4用紙による既存資料の写し及び両面印刷でも可。

4 「5 事業所名称等及び所在地」については、事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。

この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定（許可）年月日、廃止年月日、指定事業所番号及び所在地を記入すること。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差し支えないこと。

※A4用紙による既存資料の写し及び両面印刷でも可。

5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出ること。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。

なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。

※A4用紙による既存資料の写し及び両面印刷でも可。